

◎佐賀県条例第26号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>2,700円</u>以内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(5) 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>3,900円</u>以内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(5) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、適用日以後に佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例第7条第1項第4号に掲げる業務に従事した職員に対して支給する教員特殊業務手当について適用し、適用日前に当該業務に従事した職員に対して支給する教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

(手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。